



発行 東京都

目次

告示

- 東京都都税条例の規定による納期限等の延長……………一
(主税局税制部税制課)
- 市街地再開発組合の設立認可……………二
(都市整備局市街地整備部再開発課)
- 都営住宅の廃止……………二
(都市整備局都営住宅経営部経営企画課)
- 都営住宅の使用料の変更……………二
(同)
- 特定都営住宅の廃止……………五
(同)
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………六
(同)
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………七
(同)
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………七
(同)
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等……………七
(環境局総務部環境政策課)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………三
(環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課)
- 平成三十年における底立てはえ縄漁業の許可等の申請期間等……………四
(産業労働局農林水産部水産課)
- 港湾施設の供用中止……………四
(港湾局港湾経営部経営課)

規程(文)

規程(水)

- 東京都交通局職員服務規程の一部を改正する規程……………五
- 東京都水道局職員表彰規程の一部を改正する規程……………五
- 市街地再開発組合の理事長の住所の変更……………五
(都市整備局市街地整備部再開発課)

告示

東京都告示第六十五号

東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号。以下「条例」という。)第十七条の二第一項の規定により、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)又は条例に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限(以下「納期限等」という。)を次のように延長する。

平成三十年七月三十一日

東京都知事 小池百合子

都税(証紙徴収の方法による納付及び条例第百二条の四第一項の規定による自動車取得税の申告納付に係るものを除く。)の納税者のうち住所又は居所の所在地(納税者が法人等である場合は、法人税に係る納税地(本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されている場合においては、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。))が、次の表に掲げる地域にある者に係る納期限等で、当該都税の納期限等が平成三十年七月五日以降に到来するものについては、その納期限等を別に告示で定める期日まで延長する。

都道府県名

指定地域

岡山県	岡山市北区、岡山市東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市

東京都告示第六十六号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第一項の規定に基づき中野二丁目地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年七月三十一日

東京都知事 小池百合子

- 一 組合の名称 中野二丁目地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間 平成三十年七月三十一日から平成三十六年十一月三十日まで
- 三 施行地区 中野区中野二丁目地内
- 四 事務所の所在地 中野区中野二丁目二十五番八号
- 五 設立認可の年月日 平成三十年七月三十一日

表1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
史跡・文化財 (つづき)	【文化財の周辺の環境の変化の程度】 本事業は本地域の上位計画の方針に基づき、日本橋川沿いエリアの拠点にふさわしい都市再生を行うものであり、計画地に近接する国指定重要文化財(建造物)「日本橋」・移設等の措置を行う計画地内の東京都指定旧跡「名木日本屋の井戸」の石垣、耐震補強等を実施して計画地内に保存する中央区指定有形文化財(建造物)「日本橋町村ビルディング(旧館)」について、文化財の価値等や保存・管理に影響を与えるような要因はなく、文化財等の周辺の環境の劣化ははばいと考える。

●東京都告示第七十四号

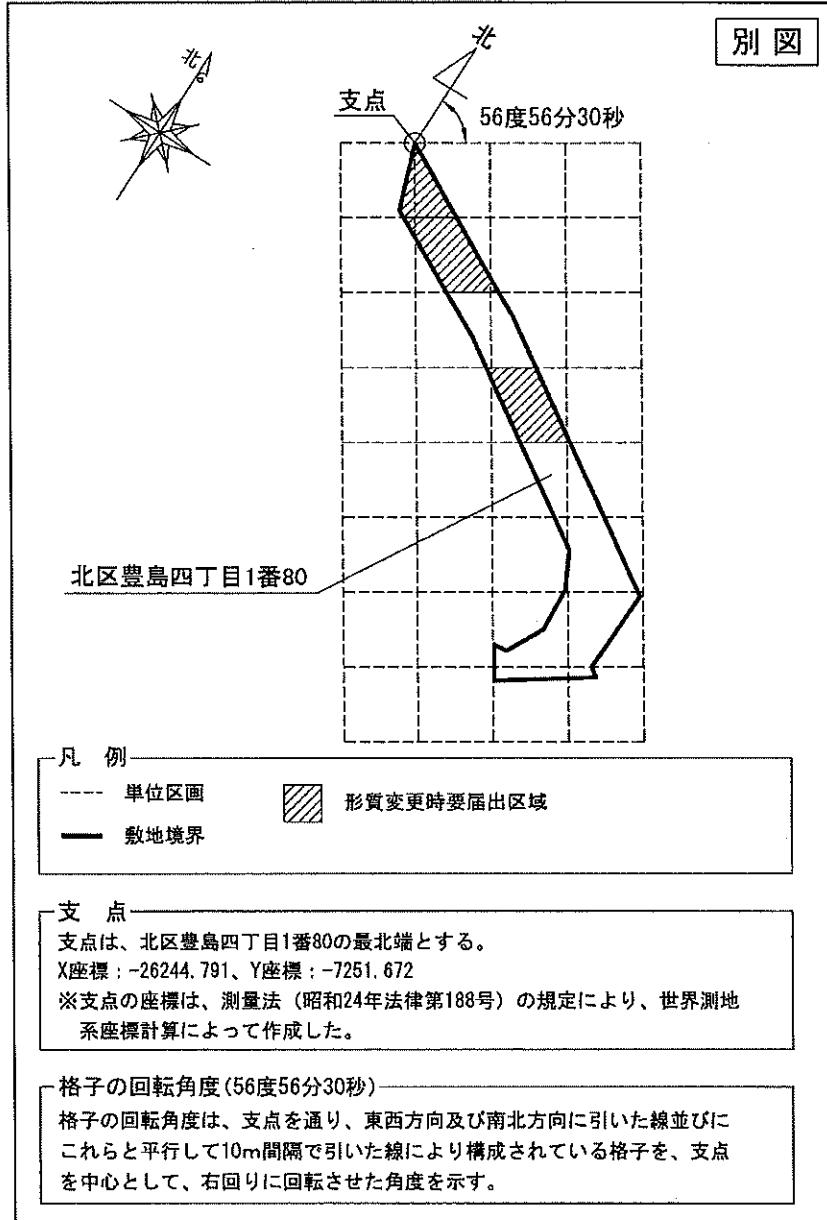
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年七月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(北区豊島四丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第七十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年七月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(調布市調布ヶ丘一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物